岩田 正美 著

『生活保護解体論 ─セーフティネットを編みなおす』

(岩波書店)

中フティネットを編みなおす
仕事を失い、バス停のベンチで眠る人夫に先立たれ、年金だけではやりくりできない人
マーフティネット」は
本当に機能しているか?
生活保護をめぐる俗論、誤解を退け、
資困研究の第一人者が提言

な被告に、定領(本体2200円+税)

評者は、このラディカルなタイトルが生活保護制度を守るための反語なのではないかと考えていた。生活保護受給者に対するバッシングともとれる批判がたびたびメディアで起こり、政治的な論争になっているなか、日本における貧困研究の第一人者である著者が生活保護の解体を唱えるとは考えにくかったためである。だが、本書を読み始めるとタイトル通り生活保護制度の解体とその改革案を示すことが意図されていることがわかる。もちろん、本書は生活保護の財政規模を問題視するものでもなければ、ベーシックインカムといった全面的な社会保障の解

関西学院大学総合政策学部准教授

四方理人

体を目指すものでもない。生活保護制度と社会 保険制度における低所得者対策の再構築を目指 している。

まず第 I 章において、生活保護は、「何もかも 失った貧困層へ、包括的な生活保障」を行うも のであると説明される(54 頁)。この「全一的」な 保障は、貧困に対する「古い考え方」による対 応であり、医療費負担や介護問題、または育児 などに起因する生活のひっ追による貧困には対 応できないとされる。生活保護には医療扶助や 介護扶助が存在するものの、所得調査や資産調 査を経て、「いわば『丸裸』の貧困層が対象」(57 頁) となっているためである。また、8種類の扶助で 構成されているなかに障害者や母子世帯に対す る加算が別途存在していることや、住宅扶助に は自治体ごとの特別基準という多相な基準設定 がなされている点などは、社会保険や社会手当 を直接補完するものではないと説明されている。

次に第Ⅱ章では、「国民皆保険・皆年金体制」における低所得者対策について検討されている。 国民健康保険では、低所得者対策として、医療費を公費で負担する案も過去には検討されたこともあったが、保険料の支払いが困難な無業者など低所得者に対しては、住民税から把握される所得に基づいて保険料の一部を軽減することで対応している。高額療養費制度についても住 民税非課税世帯が低所得世帯として最も低い自己負担限度額となっている。ここで筆者は、住民税が課税されている世帯でも、一般の負担限度額が課されることで生活保護基準以下となる場合は、低所得の負担限度額でよいとする制度に注目している(112頁)。すなわち、生活保護基準ぎりぎりのボーダーライン層については、医療扶助ではなく医療保険内部で処理されることとなっている。

国民年金の低所得者対策については、無拠出の福祉年金が拠出制年金に先行して始まっており、保険料の免除制度も設立当初から作られていた。筆者が注目するのは、ここでも低所得者対策は社会扶助ではなく、年金制度によってカバーし、「皆年金」の維持が意図されていることにある(124頁)。ただし、このような国民年金の低所得者層への対応では、「最低生活保障水準を実現できず、かえって低年金者を広げていく矛盾」を指摘している(129頁)。

第Ⅲ章では「選別的普遍主義」が提起され、 第Ⅳ章の生活保護解体案につなげられている。 所得制限がない社会保険を普遍的、所得制限が ある社会扶助を選別的とする区別に対して、普 **逼主義的な制度に選別主義を取り入れる制度の** 在り方を「選別的普遍主義」と位置付けた星野 信也の定義を引いている。社会保険で拠出要件 を厳格に適用させれば拠出が困難な低所得者は 適用除外となるが、そうはせずに保険料の減免 の仕組みをつかって被保険者とするやり方で「国 民皆保険・皆年金」をうたう日本の制度は、「選 別的普遍主義」に位置づけられるのではないか としている。そして生活保護は、「全一的」なも のから各「パーツ」へと解体し、各パーツは普 **逼主義的な制度の枠組みの中に、低所得者対策** として組み込まれることが提案される (174 頁)。

第Ⅳ章で生活保護解体案の詳細が示されるが、

筆者の基本的な考え方は、8つの扶助を切り離 し、既存の社会保障制度に低所得対策として組 み込んでいくというものである。医療扶助と介 護扶助は、現行の医療保険と介護保険の保険料 の軽減の枠組みを拡大し、保険料免除と自己負 担ゼロの区分を設定する。最低所得基準以下の 所得の高齢者に対して、資産要件付きの(ただし 生活保護の資産要件を緩和した)、税による「年 金支援給付」を創設する。また、リーマンショッ ク以降に作られた第2のセーフティネットと呼 ばれる生活困窮者支援制度は過渡的なものに過 ぎず、その一つである、住宅確保給付金事業を 拡大・恒久化することによる住宅手当を構想し、 訓練受講給付金も簡易な所得調査と資産調査に よる失業者への「求職者給付」としてまとめる などが提案されている。なお、解体し再構成し た扶助でも対応しきれない貧困のために、理由 を問わない一般扶助も残される提案となってい

生活保護を解体したとすると、それ以降の最低生活費の基準をどのように考えるかという問題が残される。その点については最終章において「最低所得標準(MIS)」を中心とした近年の研究動向から検討される。

本書の特徴の一つは、これまで福祉や社会保障の教科書や研究書において限定的にしか触れられてこなかった低所得者対策を横断的に調べ上げ、わかりやすく解説している点にあり、それだけでも専門家や政策担当者にとって十分な価値があり、評者も大変勉強になった。そして、生活保護制度が「生活困窮者」に対する「全一的な保障」となっていることを問題視し、既存の医療保険や年金制度のなかに低所得者対策として組み込めるものは生活保護から切り離していくことが提案される。これは、すでに現在の医療保険や年金制度の保険料の減免の仕組みに

る。

生活保護の水準が参照されて決定されてきたという事実を起点として発想されている。ゆえに、一見ラディカルにきこえる「解体論」は、現状の制度の仕組みを踏まえた現実的な提案と言えるのではないか。

最後に、本書から触発された評者の関心とし て、「ロストジェネレーション」と呼ばれる世代 が高齢期を迎える時期における所得保障のあり 方について考えたい。本書の議論を援用すると、 国民年金の免除制度を利用しやすくし、免除期 間についても年金額にすべて反映させる改革を 行うことで低年金をなくすことができるかもし れない。しかしながら、この世代は、保険料未 納の割合が高いうえ、すでに40代後半に差し掛 かっているため、今すぐに免除制度の改革を行っ たとしても、多くが低年金となってしまう。そ して、未納による低年金者に対し、本書で提示 される「年金支援給付」により一定水準まで所 得保障を行うとすると、保険料を納付してきた 者の立場からは公平性の観点で疑義が生じるだ ろう。また、この世代は、第2次ベビーブーム の世代にあたり人口規模がその下の世代より大 きいため、将来世代が財政的に支えることが非 常に難しいと考えられる。それほど遠くない将 来の高齢者における最低生活保障の問題は低所 得者対策の枠内だけでは解決しないかもしれな い。高齢者の就業や年金本体の改革まで考える 必要があるだろう。